



ひとり親家庭医療費受給者証の更新・申請について

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きを行ってください。

また、昨年対象とならなかった方も、平成23年度の世帯の所得税が非課税であれば対象となりますので、申請をしてください。

▶ 対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童がおり、ひとり親世帯又はそれに準ずると認められる世帯で、平成23年度（平成22年1月1日～12月31日までの収入）に所得税が課税されていない方。

▶ 申請に必要な物

- ・印鑑（認め印可）
- ・親と子ども全員の健康保険被保険者証
- ・所得課税証明書（平成23年1月2日以降に転入された方のみ）

▶ 受付期間及び時間

6月1日(水)～30日(木) 8:30～17:15

(ただし、土、日曜日を除く。)

▶ 注意

受給者証の有効期限は、申請月の翌月から開始されますので、6月中に申請できない場合、7月からの対象となりませんので、十分ご注意ください。



子ども手当のお知らせ

子ども手当の支給に関する法律が平成23年9月まで延長されました。このことに伴って、平成23年9月分まで子ども手当が支給されます。

また、毎年6月に提出していただいております現況届は今回は不要となっております。

なお、今後の法改正によって10月から新たな制度のもとで届け出・申請などが必要となる場合があります。

ますので、ご注意ください。



人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行った、法務局や公民館などの公共施設等で、家庭や職場、地域社会などでの差別・セクハラ・DV・いじめ等の人権相談を受けたりしています。一人で悩ま

ずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、現在、高知県内では180名の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

6月1日には、県内各地で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。

《6月1日(水)の特設人権相談所》

▶ 開催場所 伊野公民館

▶ 相談時間 10:00～15:00

■ 人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	6月15日(水)	14:00～17:00	サロンふれあい(すこやかセンター伊野内)
吾北	6月6日(月)	10:00～15:00	山村開発センター

■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30～17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) 893-0343

■ 人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	893-5452
藤木 栄子	〃 天王南9丁目12-2	891-6684
杉本 善雄	〃 枝川2881	893-3717
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
山本 周児	〃 戸中81-5	873-5422